

東海第二発電所

隣接事業所との合意文書

平成 30 年 5 月
日本原子力発電株式会社

目 次

- ・ 合意文書 1（植生・飛来物・漂流物）
- ・ 合意文書 2（要員参集 J A E A）
- ・ 合意文書 3（要員参集 核管セ）

平成 30 年 3 月 27 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所長 湊 和生 殿

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室長
石坂 善弘

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る森林火災、竜巻及び
津波漂流物に関する運用管理について（依頼）

拝啓 陽春の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の東海第二発電所では、平成 26 年 5 月の設置変更許可申請以降、新規制基準適合性審査を重ねております。これまでの審査の過程で新たに必要となった発電所の安全対策に係る運用管理のうち、貴機構に関係する事項として、貴機構の敷地の一部に対する森林火災による防潮堤熱影響防護等のための植生管理、竜巻飛来物発生防止のための車両等配置規制措置及び津波漂流物評価のための仮設物等の情報入手を行うことが必要となりました。

つきましては、添付の依頼事項に対して、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等につきましては、貴機構の事業運営に支障をきたすことのないよう弊社側で調整することを前提に、今後の協議を通じて決定させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

添付書類

- ・ 東海第二発電所 森林火災に係る貴機構敷地の植生管理の依頼について（別紙 1）
- ・ 東海第二発電所 竜巻飛来物発生防止における車両等の配置規制措置について（別紙 2）
- ・ 東海第二発電所 継続的な漂流物評価における情報提供の依頼について（別紙 3）

以 上

本資料のうち、枠囲いの内容は営業秘密の観点から公開できません。

東海第二発電所 森林火災に係る貴機構敷地の植生管理の依頼について

1. ご協力いただきたい事項

- (1) 防潮堤の防護に必要となる植生管理（費用も含め弊社にて実施）
 - ・ 森林火災からの熱影響から防潮堤を防護するため、貴機構敷地内の植生（図 1 範囲①、②及び図 2 範囲③）について、当社が伐採し、植生がない状態（モルタル吹付、防草シートの敷設等）で管理すること
- (2) 解析モデルの維持に係る植生管理（費用も含め弊社にて実施）
 - ・ 図 1 範囲④の植生について、当社が草丈 30cm 以下で管理すること

2. 備考

- (1) 防潮堤を森林火災の熱影響から防護するため、樹木から 21m の離隔を確保する必要があります。このため、防潮堤表面から 21m の距離にある貴機構敷地内の植生（図 1 範囲①、②及び図 2 範囲③）について伐採した上で、植生がない状態（モルタル吹付、防草シートの敷設等）で管理することが必要となります。
- (2) 防火帯幅は「外部火災影響評価ガイド」で推奨されている森林火災シミュレーションコード（以下「FARSITE」という。）を使用して算出します。防火帯幅は、FARSITE へのインプットデータの 1 つである発電所周辺の植生に大きく依存します。このため、2014 年 10 月（図 1 範囲④）に熱影響が低い植生での管理をお願いさせていただきました。その後実施した解析では、この植生管理を踏まえた解析モデルを作成し実施したため、この解析モデルの状況（草丈 30cm 以下）を維持することが必要となります。
- (3) 範囲①については、別紙 2「東海第二発電所 竜巻飛来物発生防止における車両等の配置規制措置について」において、フェンス等の設置により車両の進入及び物品の配置を規制することに対し、相応の対価をお支払いします。

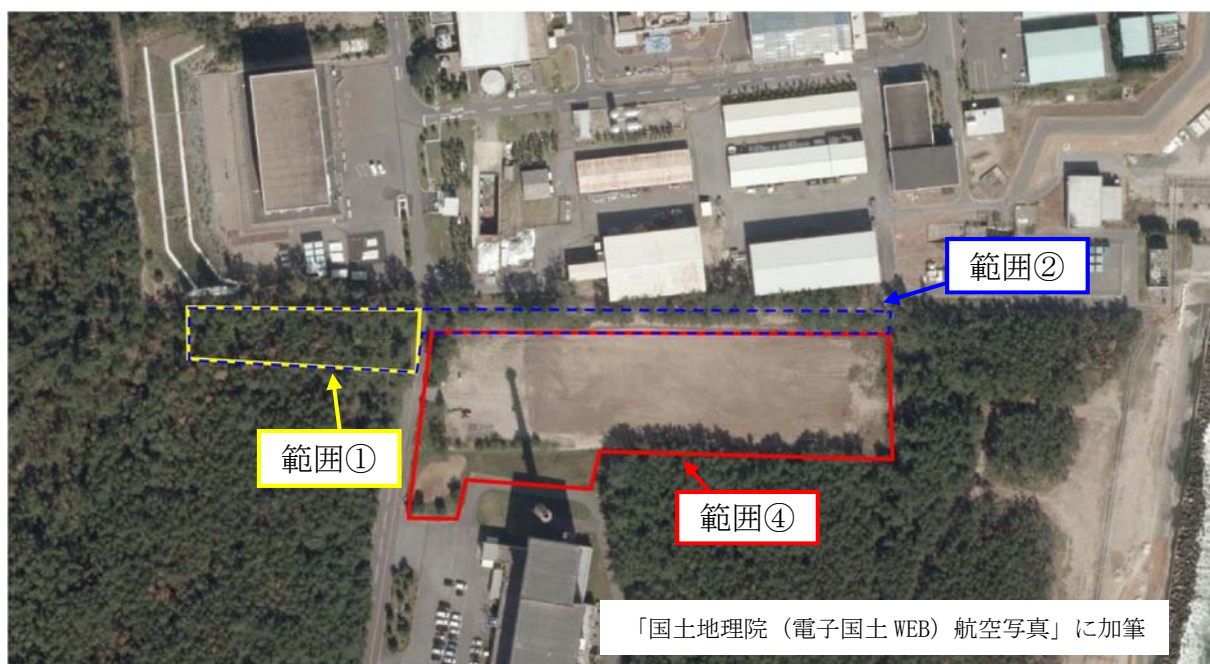


図 1 貴機構敷地内 植生管理範囲（発電所南側）



図 2 貴機構敷地内 植生管理範囲（発電所北側）

東海第二発電所 竜巻飛来物発生防止における
車両等の配置規制措置について

1. ご協力いただきたい事項

(1) 使用済乾式貯蔵建屋の竜巻飛来物防護に係る車両等の配置規制措置（下表のとおり）

貴機構敷地における車両等の配置規制措置

項目	内容	備考
対象 エリア	東二使用済燃料乾式貯蔵建屋 南方の植生管理エリア(図 1)	使用済燃料乾式貯蔵建屋西側壁面への 物品衝突が考慮されるエリア
実施 内容	フェンス等の設置による規制, ・車両の侵入 ・物品の配置	左記の措置(フェンス等の設置)は、費用も 含め弊社にて実施させていただきます。 また、車両の進入及び物品の配置規制に 対し、相応の対価をお支払いします。



図 1 車両等の配置規制措置エリア

以 上

本ページは空白です

東海第二発電所 継続的な漂流物評価における情報提供の依頼について

1. ご協力いただきたい事項

(1) 敷地内の屋外における工事・作業等の実施計画に係る情報提供

- ・貴機構原子力科学研究所敷地を対象とし、敷地内の屋外における工事・作業等をご計画される場合に、以下の条件に該当する工事・作業等について、実施概要、工事等の期間に加えて、重機、クレーン、車両等の仮設物等の使用計画（設備仕様、使用状態等）をご教示ください。

＜情報提供の対象とする工事・作業等の条件＞

以下の寸法又は重量を超える仮設物等の使用計画を有する場合

・ 寸法：8m×34m 以上

（弊社が漂流物による影響評価において想定する最も面積の大きな対象物）

・ 重量：15ton 以上

（弊社が漂流物による影響評価において想定する最も重量の大きな対象物）

(2) 仮設物等に対する調査（必要時）

- ・(1) にてご提供いただいた仮設物等の情報をもとに、弊社にて調査の必要性について検討し、必要であると判断した場合に、電話等による聞き取り、関連資料の閲覧又は現場調査を実施させていただきたく存じます。

(3) 具体的な手続きについて

- ・本情報提供に係る具体的な確認の手続きとして、前述の確認項目を定型的な書式で書面に反映し、定期的に当社から貴機構に依頼文書として発信させて頂き、都度ご確認を頂く方法を提案させて頂きます。
- ・また貴機構からご提供頂く具体的な情報としては、入構の事前手続きで用いられる時間外駐車届等の情報を基本的に利用させて頂きたく存じます。
- ・これらのご提案以外にも、できるだけ貴機構のご負担が少なくなるよう対処いたします。

2. これまでの経緯

- ・弊社東海第二発電所の規制基準に対する適合性対応（以下「新規制基準適合性審査」という。）の一環として、津波の襲来による発電所への影響の程度について評

価を実施しております。この中で、津波により発生する可能性のある漂流物が、津波から発電所を防護するための施設・設備の健全性及び海水取水機能の取水性に与える影響について評価を実施する必要があることから、漂流物となる可能性のある対象物を調査により抽出し、抽出結果に基づく漂流物評価をこれまで実施して参りました。しかしながら新規制基準適合性審査の過程において、今後継続的に漂流物による影響評価を実施していくにあたり貴機構の敷地における仮設物等についても情報を入手する必要性が生じたことから、この度仮設物等の情報提供の依頼をさせていただくこととなりました。

平成30年3月29日

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室長
石坂善弘 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所長 湊 和生 殿

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る森林火災、竜巻及び
津波漂流物に関する運用管理について（回答）

拝復 陽春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当機構の業務に関しましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、平成30年3月27日付[]にてご依頼のありました、当機構の敷地の一部の森林火災に係る植生管理、竜巻飛来物発生防止に係る措置及び漂流物評価に係る情報提供につきましては、お申し越しの内容に沿って協力させていただく方針であることを回答申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等については、引き続き協議を継続させていただきたく存じますので、よろしくお願い致します。

敬 具

平成 30 年 3 月 27 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所長 湊 和生 殿

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室長
石坂 善弘

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る
重大事故等発生時の要員参集ルートの確保について（依頼）

拝啓 陽春の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の東海第二発電所では、平成 26 年 5 月の設置変更許可申請以降、新規制基準適合性審査を重ねております。これまでの審査の過程で必要となった発電所の安全対策のうち、貴機構に関係する事項として、重大事故等発生時に弊社災害対策要員が貴機構の敷地内を通行する要員参集ルートの確保が必要となりました。

つきましては、添付の依頼事項に対して、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等につきましては、貴機構の事業運営に支障をきたすことのないよう弊社側で調整することを前提に、今後の協議を通じて決定させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

添付書類

- ・東海第二発電所 重大事故等発生時の要員参集に係る貴機構敷地内の通行の依頼について（別紙）

以 上

東海第二発電所 重大事故等発生時の要員参集に係る
貴機構敷地内の通行の依頼について

1. ご協力いただきたい事項

(1) 貴機構の敷地内を通行する運用の実施

東海第二発電所の重大事故等発生時における災害対策要員の発電所への参集のため、貴機構の敷地内を通行させていただきたく、以下の運用の実施についてご協力をお願いいたします。(図1参照)

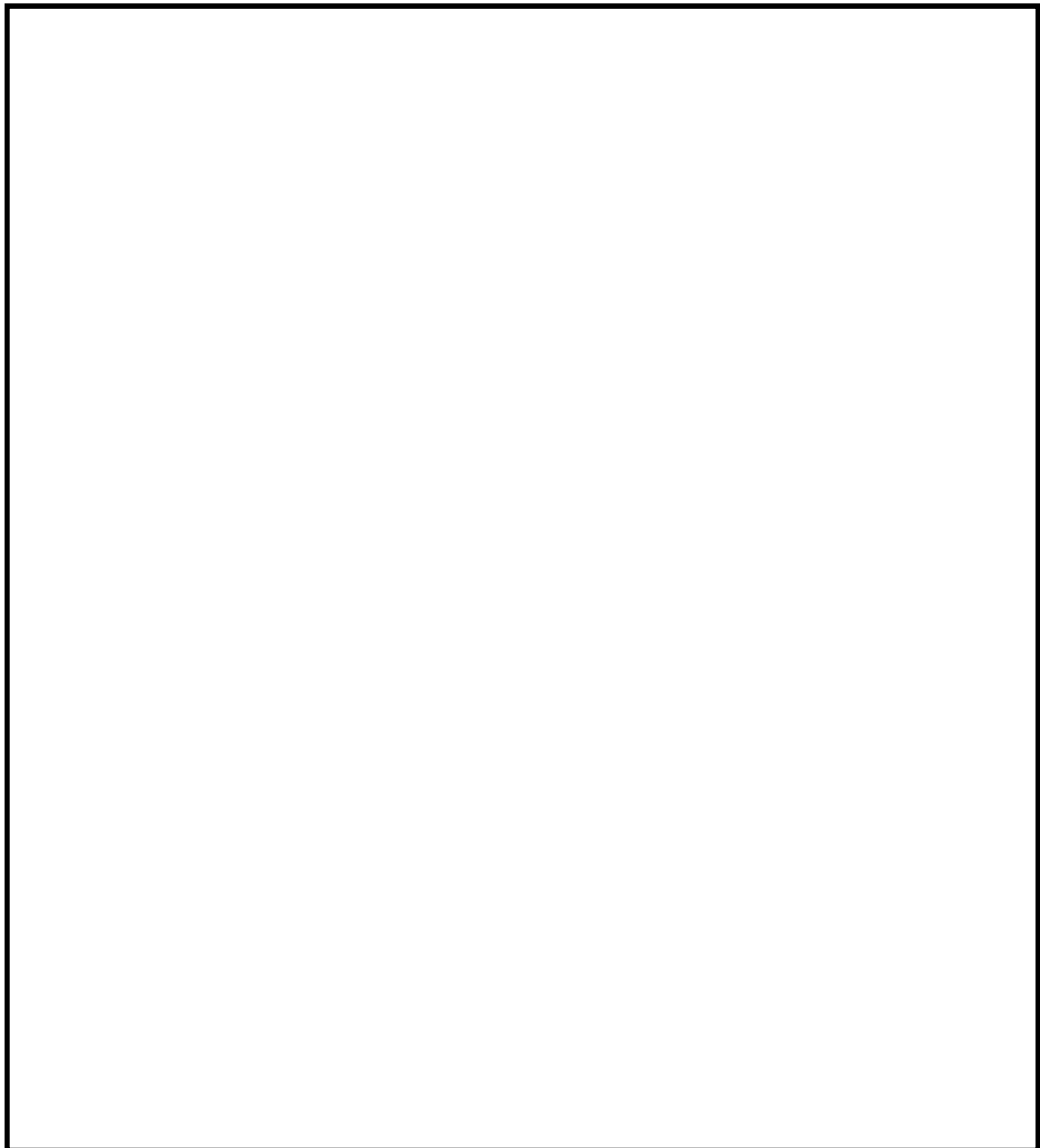
- ① 平時より、各事業者（貴機構、核物質管理センター殿、弊社）は連絡窓口を設置すること。
- ② 重大事故等発生時及びその発生の恐れがある場合には、各事業者の連絡窓口の間で、参集ルートの状況について、適宜、情報共有を行うこと。
- ③ 重大事故等発生時には、予め両機関で決めた手続きを行ったうえで、弊社災害対策要員が貴機構の敷地内を通行することができるようにすること。
- ④ 上記③において、敷地内の参集ルート上に、弊社災害対策要員の通行に支障をきたす障害物等が確認された場合には、協議の上、貴機構又は弊社が障害物等の撤去を行うこと。

なお、上記の運用（①～④）に係る、今後の具体的な取り決めにおいては、貴機構及び核物質管理センター殿の災害対策要員が弊社の敷地内を通行することも対象といたします。

2. これまでの経緯

弊社は、東海第二発電所の新規制基準適合性審査への対応として、重大事故等発生時において災害対策要員が発電所外から確実に参集するため、発電所進入道路（常時通行しているルート）以外の参集ルートについて、貴機構及び核物質管理センター殿と協議させていただきました。

これまでの協議において、貴機構の敷地内を通行することについて、前記の運用（①～④）の実施についてご理解をいただいておりますが、このたび、その内容について文書にて合意させていただきたく、ご検討をお願いするものです。



※ 上図に示すルートのうち、南側ルート、西側ルート及び南西側ルートが
貴機構敷地内を通行することを想定しているルート

図1 発電所への参集ルート

本資料の は核物質防護上の観点から公開できません。

平成30年3月29日

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室長
石坂善弘 殿

国立研究開発法人日本原子力研究
原子力科学研究所長 湊 和生

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る
重大事故等発生時の要員参集ルートの確保について（回答）

拝復 陽春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当機構の業務に関しましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、平成30年3月27日付[]にてご依頼のありました、重大事故等発生時に当機構の敷地内を通行する要員参集ルートの確保につきまして、お申し越しの内容に沿って協力させていただく方針であることを回答申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等については、引き続き協議を継続させていただきたく存じますので、よろしくお願い致します。

敬 具

平成 30 年 4 月 4 日

公益財団法人 核物質管理センター
東海保障措置センター所長
小林 功 殿

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室
石 坂 善

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る
重大事故等発生時の要員参集ルートの確保について（依頼）

拝啓 陽春の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の東海第二発電所では、平成 26 年 5 月の設置変更許可申請以降、新規制基準適合性審査を重ねております。これまでの審査の過程で必要となった発電所の安全対策のうち、貴センターに関係する事項として、重大事故等発生時に弊社災害対策要員が貴センターの敷地内を通行する要員参集ルートの確保が必要となりました。

つきましては、添付の依頼事項に対して、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等につきましては、貴センターの事業運営に支障をきたすことのないよう弊社側で調整することを前提に、今後の協議を通じて決定させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

添付書類

- ・東海第二発電所 重大事故等発生時の要員参集に係る貴センター敷地内の通行の依頼について（別紙）

以 上

東海第二発電所 重大事故等発生時の要員参集に係る
貴センター敷地内の通行の依頼について

1. ご協力いただきたい事項

(1) 貴センターの敷地内を通行する運用の実施

東海第二発電所の重大事故等発生時における災害対策要員の発電所への参集及び車両・資機材（以下、「災害対策要員等」という。）のため、貴センターの敷地内を通行させていただきたく、以下の運用の実施についてご協力をお願いいたします。（図1及び図2参照）

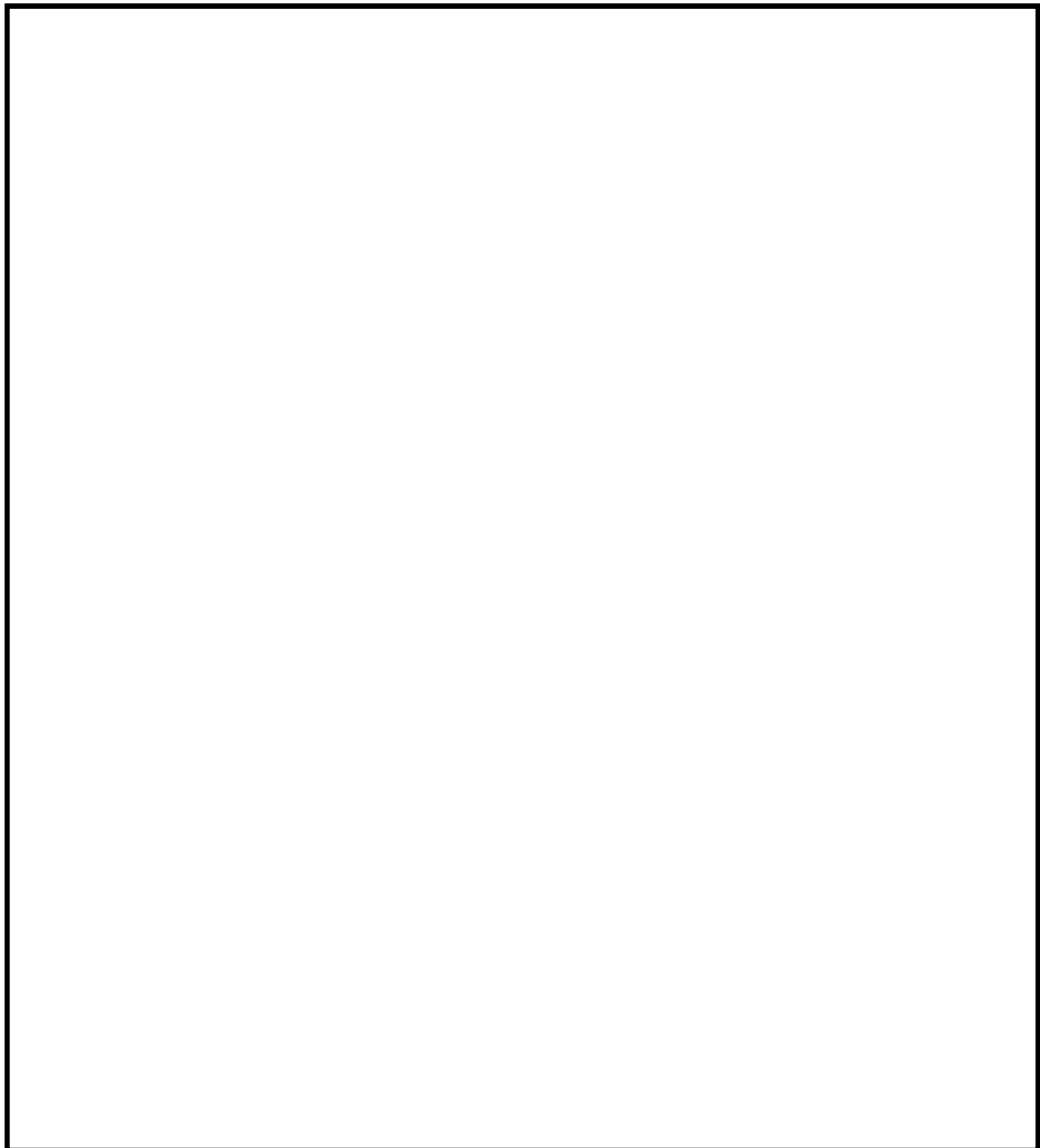
- ① 平時より、各事業者（貴センター、日本原子力研究開発機構殿、弊社）は連絡窓口を設置すること。
- ② 重大事故等発生時及びその発生の恐れがある場合には、各事業者の連絡窓口の間で、参集ルート状況について、適宜、情報共有を行うこと。
- ③ 重大事故等発生時には、予め両機関で決めた手続きを行ったうえで、弊社災害対策要員等が貴センターの敷地内を通行することができるようにすること。
- ④ 上記③において、敷地内の参集ルート上に、弊社災害対策要員等の通行に支障をきたす障害物等が確認された場合には、協議の上、貴センター又は弊社が障害物等の撤去を行うこと。

なお、上記の運用（①～④）に係る、今後の具体的な取り決めにおいては、貴センター及び日本原子力研究開発機構殿の災害対策要員等が弊社の敷地内を通行することも対象といたします。

2. これまでの経緯

弊社は、東海第二発電所の新規制基準適合性審査への対応として、重大事故等発生時において災害対策要員等が発電所外から確実に参集するため、発電所進入道路（常時通行しているルート）以外の参集ルートについて、貴センター及び日本原子力研究開発機構殿と協議させていただいてきました。

これまでの協議において、貴センターの敷地内を通行することについて、前記の運用（①～④）の実施についてご理解をいただいておりますが、このたび、その内容について文書にて合意させていただきたく、ご検討をお願いするものです。



※ 上図に示すルートのうち、南側ルート、西側ルート及び南西側ルートが
貴機構敷地内を通行することを想定しているルート

図1 発電所への参集ルート

本資料の は核物質防護上の観点から公開できません。

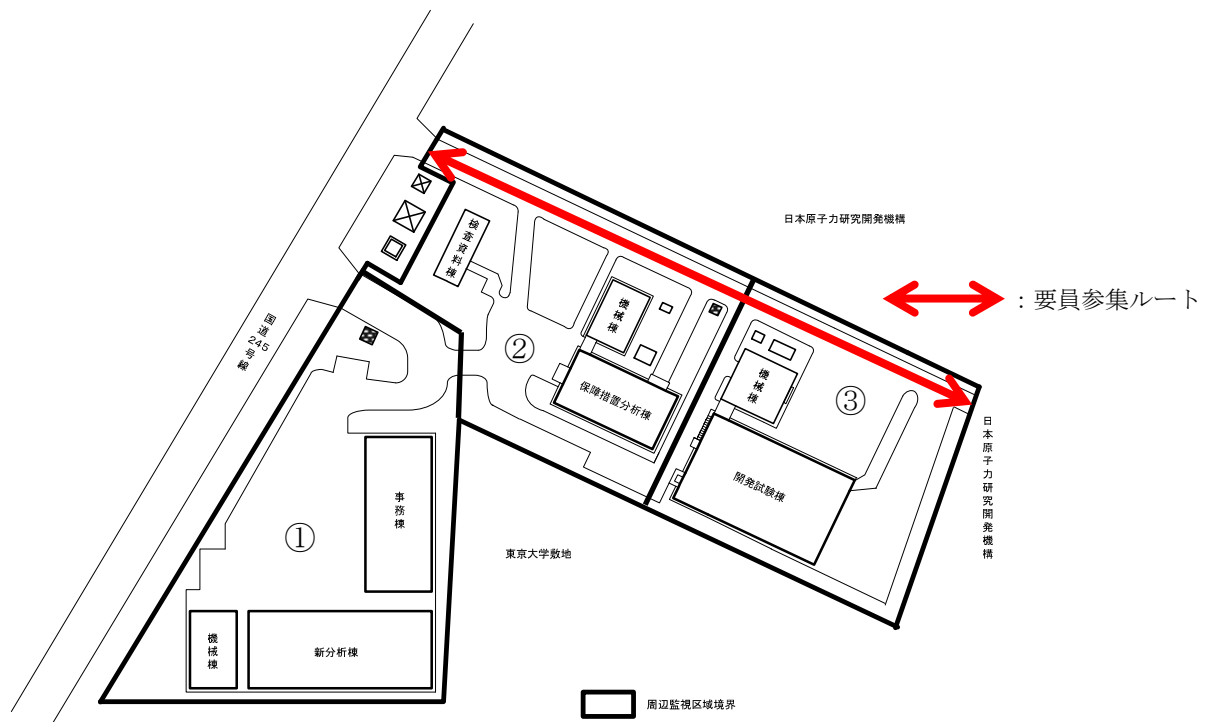


図 2 参集ルート

- ① 交付金事業用地（国所有）
- ② 交付金事業用地（日本原子力研究開発機構からの借地）
- ③ 特別会計用地（日本原子力研究開発機構からの借地）

平成 30 年 4 月 6 日

日本原子力発電株式会社
常務執行役員 発電管理室長
石坂 善弘 殿

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置セ
所長 小林

東海第二発電所 新規制基準適合性審査に係る
重大事故等発生時の要員参集ルートの確保について（回答）

拝復 陽春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当センターの業務に関しましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 4 日付にてご依頼のありました、重大事故等発生時に当センターの敷地内を通行する要員参集ルートの確保につきまして、お申し越しの内容に沿って協力させていただきますことを回答申し上げます。

なお、本事項に係る詳細内容や運用開始時期等については、引き続き協議を継続させていただきたく存じますのでよろしくお願い致します。

また、当センターの敷地は国（原子力規制庁）から借用しているものであるため、貴社からの依頼文書等は、その写しを国へ提出することがありますのでご承知おき下さい。

敬 具